

2026年5月14日

各 位

会社名 ナ イ ス 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 津 戸 裕 徳
(コード番号 8089 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 田 部 博
(TEL. 045 - 521 - 6111)

当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新について

当社は、2023年6月29日開催の第74期事業年度に係る当社定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策」の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下、当該更新後の対応策を「現行プラン」といいます。）。現行プランの有効期間は、2026年6月26日開催予定の第77期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

そこで、当社は、現行プランの有効期間満了に先立ち、現行プラン導入後の社会・経済情勢変化、大量取得行為への対応方針をめぐる動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえて、現行プランの更新の是非を含め、その在り方について検討してまいりました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）及び基本方針の実現に資する取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(1)）について後記Ⅰ及びⅡのとおり更新することを決定すると共に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を後記Ⅲのとおり更新することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします（以下、当該更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランへの更新に際しては、所要の修正を行っておりますが、その基本的な内容は現行プランと同一であります。

なお、本プランを決定した当社取締役会に先立ち、当社監査役5名（うち4名は社外監査役）の全員が、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同する旨の意見を述べております。

また、2026年3月31日時点での株主の状況は別添のとおりであり、本日現在、当社株式の大量取得に関する打診及び申入れ等は一切ございませんので、念のため申し添えます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様からの自由な意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様から株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

特に当社が現在行っている諸施策は、国内トップレベルの木材流通体制の深化や、受発注プラットフォーム、首都圏物流機能の再構築といった構造改革等であり、その成果が適正な企業価値として実現されるには、一定の時間軸が必要です。このような経営変革の過程において、本源的価値を理解しない不適切な大量取得行為は、将来享受すべき株主共同の利益を損なうことに直結いたします。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組みについて

1. 企業価値の源泉について

(1) 企業理念と経営方針

当社は、企業理念として「私たちは 信頼を礎に 豊かな住まいと暮らしを実現します」を掲げています。その根幹には、創業時から脈々と受け継がれる「無信不立（信無くば立たず）」の精神が息づいています。当社が定義する「信頼」とは、ステークホルダーの皆様からの絶対的な信頼に応え続けることで、社会にとってなくてはならない企業となることを意味しています。

また、この理念を具現化するために、「誠実」「成長と進化」「社会課題の解決」を経営方針として定めています。「誠実」は当社の基本姿勢であり、行動指針や行動倫理規範を通じて社員一人ひとりの行動として体現されます。「成長と進化」は、持続的な企業価値向上に向けた具体的な戦略として、中期経営計画に反映させています。これらと社会的存在意義である「社会課題の解決」の3つの経営方針が企業理念のもとに体系化されることで、社員の意識統合と、意思決定における一貫性・透明性の向上を図っています。

当社は、企業理念と経営方針を指針として企業活動を推進し、ビジョンである「私たちは 住まいと暮らしを通じて全ての人々あふれる笑顔を作り出しています」の実現に邁進してまいります。

(2) 創業の精神と価値創造のあゆみ

当社は1950年の創業以来、75年にわたり、「無信不立（信無くば立たず）」の精神を礎に、社会課題の解決を通じて「信頼」を積み重ねることで、独自の企業価値を形成してきました。

① 公正な木材流通プラットフォームの確立（1950年代～）

建築用木材を競りによって取引する「市売り」を関東で初めて導入、戦後の旺盛な住宅需要に応える流通システムとして急速に波及し、木材流通の透明化を牽引しました。その後、木材市場として唯一となる全国での拠点展開を果たし、木材メーカー、販売先企業との幅広いネットワーク（社会関係資本）を構築しました。

② 建築資材事業と住宅事業を両軸とした展開へ（1970年代～）

国産材から輸入材まで幅広い木材製品に加え、建材や住宅設備機器など、取扱商品を住宅用建築資材全般へと拡充しました。さらに、住宅供給や不動産流通、マンション管理、不動産賃貸管理など、住宅事業へと領域を拡大し、住生活に関して生涯にわたる永続的なサービスを提供しています。建築資材事業（BtoB）と住宅事業（BtoC）の両事業を併せ持つ独自の事業構造の確立により、木と住まいの総合企業へと進化しました。

③ レジリエンスな家づくりを推進（2000年代～）

阪神・淡路大震災を機に、地震に強い家づくりの推進に努めています。地域の工務店やビルダーに対し、高い耐震性能を発揮するオリジナル金物工法「パワービルド工法」の普及を図るとともに、自社で分譲する一戸建住宅に標準採用しています。また、新築分譲マンションには、エリア特性に合わせて免震構造を採用するなど、オリジナルの技術や商品等（知的資本）により事業競争力を高めています。

④ 環境価値の創造と深化による「成長と進化」のフェーズへ（現在）

木材の市売事業を祖業とする企業として、全国8カ所の社有林「ナイスの森」を保全・育成しています。また、森林育成・素材生産から製材・加工・流通、住宅・建築物の施工までを一貫して担える「国産木材バリューチェーン」を構築。国産木材の利活用の拡大やエネルギー関連商品の取り扱い拡大により、温室効果ガス排出量の削減を通じた環境価値の創造を図り、脱炭素社会への貢献（自然資本）をビジネスの成長へとつなげています。

(3) 「6つの資本」と「3つの強み」

① 積み上げてきた「6つの資本」

当社は、創業以来、積み上げてきた6つの資本を、持続的な事業基盤として有効活用しています。

■ 6つの資本と特徴

資本	特徴
社会関係資本	75年の歴史で築き上げた仕入先約4,600社、販売先約4,000社に及ぶ取引先との強固なネットワークに加え、約80万人の住宅サイト会員等の豊富な顧客基盤を有しており、住宅産業を支える広範な接点が価値創造の起点となっています。
知的資本	オリジナルの表層圧密技術による国産無垢材「Gywood®」やオリジナル金物工法「パワービルド工法」をはじめとした独自技術・商品に加え、建築資材と住宅の両事業を併せ持つことで得られた、多様な知見やノウハウを蓄積しています。
人的資本	2,800名超の従業員のうち、建築・住宅関連の有資格者が延べ1,180名超に及んでいます。木材・建築分野に精通した高い専門性を武器に、グループの成長をけん引しています。
製造資本	全国170か所超の流通拠点と全国12か所の自社製造拠点、更に提携工場等が有機的に連携することで、国内有数の建築資材の流通・製造ネットワークを構築し、安定的な供給体制を支えています。
自然資本	国内屈指の国産木材取扱量を誇るとともに、総面積2,428haに及ぶ社有林を基盤として、森林育成から建築までをつなぐ独自のバリューチェーンを通じ、木材資源の循環利用を推進することで、ビジネスの持続可能性と脱炭素社会の実現に貢献しています。
財務資本	ハードルレートの導入により投資規律を徹底し、事業投資と株主還元の最適バランスを追求する安定した財務基盤を構築しています。これにより資本効率を高め、中長期的な収益性の向上を図っています。

② 資本の掛け合わせによる「3つの強み」

当社は、6つの資本を単独でなく、有機的に掛け合わせることで、他社にはまねできない「3つの強み」を構築し、独自の企業価値を生み出しております。これらの強みは、資本が一体となって機能することで初めて発揮されるものであり、これらを分断することは、当社グループが築き上げた価値創造のプロセスを毀損し、企業価値の低下を招くリスクがあります。

【強み1：安定的な供給体制と豊富な顧客基盤（製造資本×社会関係資本）】

全国にひろがる流通・製造ネットワーク（製造資本）と、創業以来築いてきた仕入先・販売先との信頼関係に基づく顧客基盤（社会関係資本）の融合により、長期的なパートナーシップを獲得し、建築資材の安定供給を実現しています。

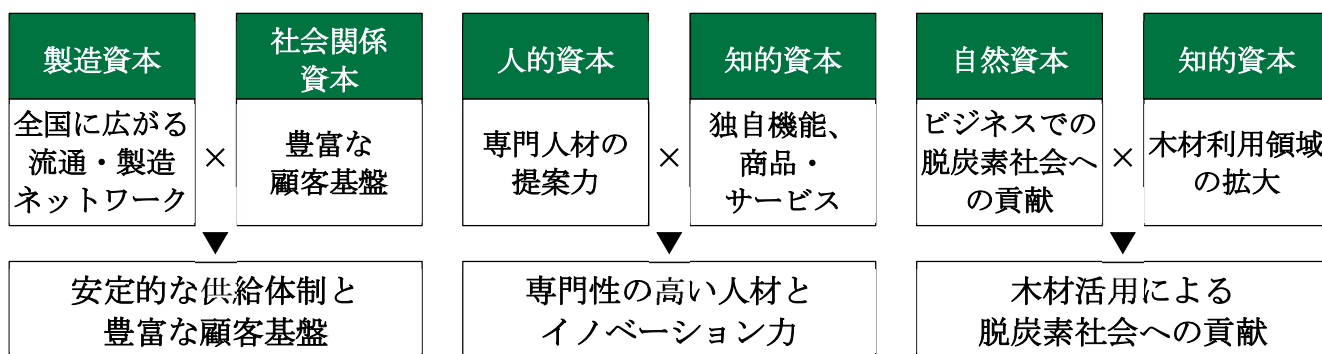
【強み2：専門性の高い人材とイノベーション力（人的資本 × 知的資本）】

建築士や宅地建物取引士等、木材・住宅・建築分野に精通した専門人材（人的資本）が多数在籍し、知見と経験を生かして独自の技術や商品、ノウハウ（知的資本）を生み出しています。建築資材事業（BtoB）と住宅事業（BtoC）の両事業を併せ持つ当社の特性を生かし、各々で得られた知見を共有し、展開するという情報の循環を創出しています。

【強み3：木材活用による脱炭素社会への貢献（自然資本 × 知的資本）】

全国2,428.4haにおよぶ社有林（自然資本）と、木造化・木質化のノウハウ（知的資本）を結合させ、森林の育成から住宅・建築物の施工まで一貫した国産木材バリューチェーンを展開しています。また、オリジナルの表層圧密技術による新素材「Gywood®」をはじめ、国産無垢材を活用した新素材を開発、建築分野に留まらず、暮らし領域における国産木材の利活用を推進しています。こうしたバリューチェーンを通じて、社会全体の温室効果ガス排出量の削減に貢献することで、脱炭素社会の実現をビジネスの成長へとつなげています。

■資本の掛け合わせによる「3つの強み」



2. 企業価値向上のための取組みについて

(1) 価値創造の循環による持続的な成長

① マテリアリティの特定

当社は、経営環境が大きく変化する中、中長期的な企業価値の向上のために優先的に取り組むべき重要課題を明確にし、強固な経営基盤を構築することを目的に、9つのマテリアリティを特定しています。本マテリアリティへの取組みを通じて、環境・社会・経済の持続可能性に配慮したサステナビリティ経営を一層推進し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っています。

■ 9つのマテリアリティ

テーマ	マテリアリティ
事業活動	国産木材の利用拡大によるサステナブル・リカバリーの推進
	環境配慮型商品やサービスの提供によるエネルギー消費量の削減
	サプライチェーンの再構築による商品・サービスの安定供給
	木を生かしたレジリエンスな住まいづくりの推進
	資源の有効活用に配慮した既存住宅流通の促進
	地域活性化への貢献
全社活動	人的資本経営の推進
	グループガバナンスの深化
	事業活動における環境負荷の低減

当社を取り巻く経営環境が著しく変化していることを踏まえ、今後成長が見込まれる分野において当社の強みや競争優位性を発揮するべく、成長ドライバーを掲げています。これらを軸とした事業展開を加速することで、新たな成果を創出してまいります。

■成長ドライバーによる利益成長

成長ドライバー		概要
超・新築 新築住宅市場を超える	国産木材の供給	国産木材市場の拡大へ向け、川上から川下まで一貫したサプライチェーンを強化。建築物の木造化・木質化提案で収益拡大を図ります。
	非住宅木造建築	成長領域である非住宅木造建築で、設計・積算から納材・施工まで一貫した機能を生かし、受注を拡大していきます。
	中古マンション買取再販	中古マンションの仕入れ・施工体制を強化するとともに、木質化ブランド「RIZ WOOD®」で付加価値の高いリノベーション住宅を提供します。
	賃貸管理	拡大する賃貸市場において賃貸オーナー様への物件価値向上提案を通じ、管理戸数を拡大します。
	マンション総合管理	マンションにおける建物や入居者の高齢化に対し、IT活用でサービスを向上。管理戸数の増加と、大規模修繕の受注強化を図ります。
超・物流 モノの流れを変える	エネルギー関連商品の供給	成長市場のZEH市場向けに、グループシナジーを生かし、サッシや太陽光発電システム、蓄電池の供給を強化します。
	物流	ラストワンマイル機能の強化、共同配送、IT化推進により、物流によるサプライチェーン全体の効率化と競争力向上を目指します。
超・領域 事業ドメインを超える	無垢国産木材のコンポーネント展開	無垢国産木材のコンポーネント（部材）としての用途を拡大し、建築分野のみならず、暮らし領域における国産木材需要を創出します。
	木造建築業界の流通プラットフォーム	木造建築における設計、積算、発注、施工、物流に至るデータを共有化し、業界の業務効率に貢献することで、競争力強化を図ります。

② 事業戦略実現のための人材戦略

これらの事業戦略を実行する上で、最も重要な資本は「人材」と考えております。事業戦略の実現に必要な専門スキルの拡充を図るため、キャリア採用を強化するとともに、従業員の資格取得支援やキャリア開発といった人材育成施策に努めております。本計画期間中にキャリア採用者数を累計で100名、建築関連資格保有者を延べ1,500名とする計画です。

また、次世代経営層の育成に注力するとともに、DXや経営分野の専門人材を積極的に外部からも登用していく方針です。加えて、タレントマネジメントシステムを導入し、従業員一人ひとりのスキル、強み、経験等の情報を一元管理・分析・活用できる仕組みを整備しております。また、従業員が自らのキャリア志向を申告することでキャリア自律を促すとともに、戦略的な人員配置に努め、多様な人材が適材適所で活躍できる環境を整備しております。

③ 収益性及び資本効率の向上

当社は、資本効率の向上を通じた企業価値の最大化を図るべく、PBR1 倍超の早期実現及び定着を目指し、将来的な事業基盤の強化に向けた投資を更に積極的に進めていく方針です。中期経営計画では、投資活動に伴う収益力を適切に評価するため、EBITDAを重要な指標に位置付けております。また、総資産の拡大に伴う資産効率の低下を抑制するべく、ROA による管理を徹底するとともに、レバレッジの最適化を通じて、株主資本コストを安定的に上回る ROE の向上に努めてまいります。

さらに、グループ全体の資本効率を最適化するため、ROIC を導入した事業ポートフォリオ・マネジメントを推進しております。各事業の資本収益性を可視化し、ハードルレートに基づくモニタリングを実施することで、成長分野への集中投資やノンコア事業の整理・再編を機動的に実行し、継続的な資本効率の向上に取り組んでまいります。

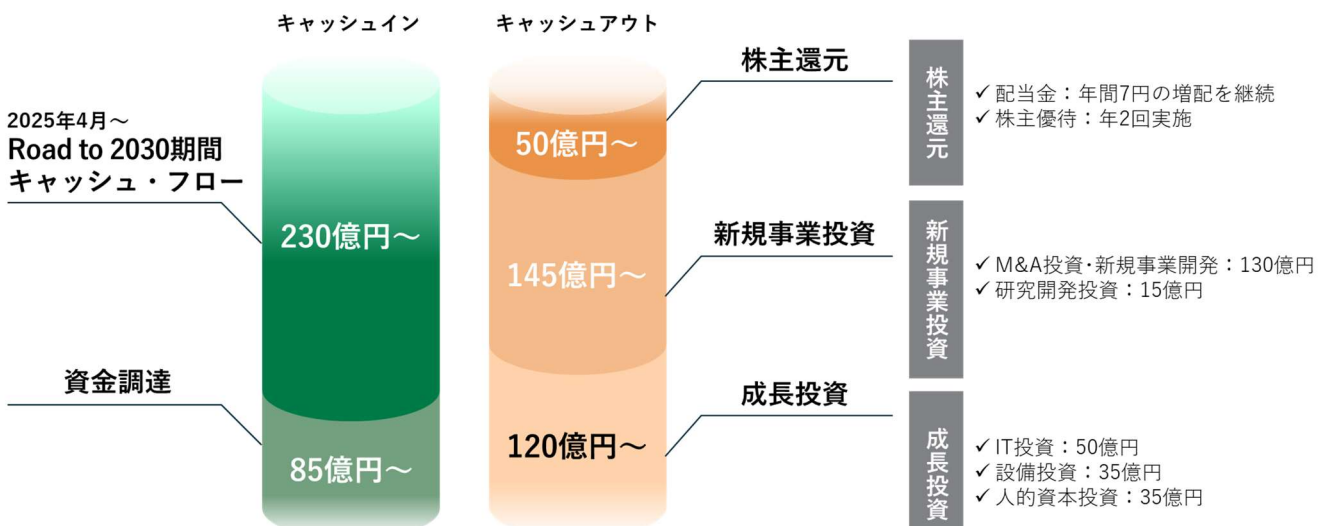
④ 株主還元方針

当社は、株主の皆様への安定的かつ充実した利益還元を努めております。今後の成長と競争力強化のための資金需要を考慮しつつ、中長期的な持続的成長を通じた累進配当を導入し、1 株当たりの配当金の維持または増配（記念配当等を除く）を基本方針としております。中期経営計画の期間中（2026 年 3 月期～2030 年 3 月期）は、毎期 7 円の増配、最終年度となる 2030 年 3 月期には配当金 100 円を計画しており、計画期間中の配当総額は 50 億円以上となる見込みです。引き続き、継続的な株主還元の実現と企業価値の向上に取り組んでまいります。

⑤ キャッシュ・アロケーションによる企業価値の最大化

中期経営計画におけるキャッシュフロー及び資金調達を原資として、更なる成長に向けた再投資及び株主還元を適切に実施していくために、キャッシュ・アロケーションを策定しております。株主還元については、先述の通り 2030 年 3 月期まで毎期 7 円の増配を計画しており、本計画期間中の配当総額は 50 億円を超える見込みです。また、将来の成長を加速させるための戦略的な投資として、M&A 投資や新規事業開発投資、研究開発投資といった新規事業投資に 145 億円以上、IT 投資、設備投資、人的資本投資等の成長投資に 120 億円以上を充当してまいります。

引き続き、持続的な成長を実現するためのキャッシュ・アロケーションに基づき、成長投資による収益力強化と機動的な株主還元、強固な財務基盤の維持を推進することで、企業価値の最大化を図ってまいります。



Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランに更新することを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等（下記(b)「手続の設定」において定義されます。）との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(b) 手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等¹が行われる場合に、買付等又はその提案を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。

¹ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいい、これに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為及び公開買付けを含むものとし、本書において同じとします。

(c) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」をご参照ください。）には、当社は、買付者等及び買付者等と一定の関係を有する者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等及び買付者等と一定の関係を有する者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等及び買付者等と一定の関係を有する者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等及び買付者等と一定の関係を有する者の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

(d) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外の者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(6)「独立委員会の設置」をご参照ください。）の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会にかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となると見込まれる買付等(当該買付等により買付者等以外の保有者の株券等保有割合が20%以上となる場合を含みます)
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付けを行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となると見込まれる公開買付け

ただし、当社取締役会は、適用対象を考慮するに当たり、保有者(買付等により保有者となる者を含みます)、その共同保有者⁸、公開買付けを行う者又はその特別関係者の関連者⁹が当社株券等を保有している割合又は所有している割合を、特段の事情のない限り、算入するものとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

本プランが適用される場合、買付者等及び当該買付等により株券等保有割合が20%以上となると見込まれる者(以下「準買付者」という)は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)並びに当該買付者等及び準買付者が買付等の際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を当社の定める書式により提出していただきます。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。本書において同じとします。

⁹ ある者の「関連者」とは、その者の配偶者若しくは2親等内の親族、その者が特別資本関係を有し、若しくはその者に対して特別資本関係を有する者、その者の役員若しくはその者を役員とする法人その他の団体、その者の役員若しくは従業員若しくは役員若しくは従業員であった者が役員の過半数を占める法人その他の団体、その者の役員の過半数が役員若しくは従業員若しくは役員若しくは従業員であった者である法人その他の団体、若しくはその者と金融商品取引法施行令第14条の7第1項各号に掲げる関係を有する者(保有株券等の数が株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第6条に定める数以下である者を除きます。)のほか、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいい、本書において同じとします。なお、「特別資本関係」とは、金融商品取引法施行令第9条第1項に定義され、「役員」とは、取締役、執行役、監査役、会計参与、理事、監事、当該団体の業務執行権を単独又は共同で有する者その他当該団体において同等の支配力を有する者をいい、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいい、いずれも本書において同じとします。また、その者と「協調して行動する者」の認定については、その者と他の者の間における親族関係、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブ、貸株及び信託等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成を基礎とし、その者及び当該他の者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等も踏まえて行います。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等又は準買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等又は準買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

独立委員会において必要と認められた場合には、買付者等又は準買付者の共同保有者、特別関係者若しくは関連者等又は第三者に情報提供を依頼することがあります。この依頼は、買付者等及び準買付者にも同一の情報提供の依頼をしている場合においても、その情報提供義務に影響を及ぼさないものとします。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、組員（その他の構成員、役員及びこれらの者の関連者に該当する者を含みます。））の詳細（具体的名称、親族関係、資本構成、役員の兼務関係、財務内容、資金関係、買付者等及びそのグループの間における当社に関する合意の内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含み、かつ、グループに属するか否かに関する情報を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類及び時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及び額並びに少数株主に対して分配されるシナジーの額を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉等

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等、並びに株主の皆様に対して提示する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価、代替案等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要十分な時間を考慮して適宜回答期限（その期間は十分な買付説明書及び本必要情報が提供されてから最長 60 日間とします）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等、準買付者及び当社取締役会から買付等の内容の検討等を開始するために十分な情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと認めた場合、原則として最長 60 日間の検討期間（ただし、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し、その旨買付者等及び当社取締役会に通知します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

買付者等及び準買付者は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必

要情報の概要その他の情報のうち適切と判断する事項について、適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断

独立委員会は、検討作業後、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、当社は、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告又は検討期間延長の決議を行った場合その他適切と判断する場合、当該勧告又は延長の内容その他適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等若しくは準買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合であって、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。)の前日までの間は、(無償割当ての効力発生前においては)本新株予約権の無償割当てを中止し、又は(無償割当ての効力発生後においては)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることの要否を検討し、株主総会決議を得ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告する

ものとし、ただし、下記(3)(a)ないし(c)に該当すると判断する場合を除き、特段の事情がない限り、株主総会の決議を得ることを勧告するものとし、

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとし、

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（ただし、30日間を超えないものとし、）、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うよう最大限努めるものとし、

(e) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとし、

また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。その上で、当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施する決議（当社定款第 13 条第 1 項に基づく決議となります。）がなされた場合には、当該株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間（上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決若しくは否決されるまでの間）、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件

当社は、下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e) に記載される当社取締役会又は株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- (a) 買付者等又は準買付者が上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない場合（軽微な手続違背の場合を除く。）

- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価で取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者による買付等である場合
- (d) 買付等が法令に違反し、又は買付者等若しくはその共同保有者若しくは特別関係者若しくはこれらの関連者が買付等に関連して法令に違反する行為を行った場合
- (e) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付をすることができなかった場合における二段階目の株式取得条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）、上場廃止に至るおそれのある部分的公開買付け（買付株式数に上限を付して行う公開買付けのことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (f) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合
- (g) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社の他の株主の処遇方針等を含みません。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (h) 当社の企業価値を生み出す上で必要な当社の顧客からの支持、従業員・工務店・販売店・メーカー・金融機関等の取引先との協力・信頼関係を損なうこ

と、買付等の後の経営方針又は事業計画（買付等の後における当社の従業員、顧客、工務店・販売店・メーカー等の取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます）が不相当であること、買付者等又はその関連者が過去に法令違反行為をしたものであること、当社のコーポレートブランド価値若しくは企業文化の棄損又は当社の社会的信用を損なうこと等により、当社の中長期的な企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙 1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。）。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である当社株式¹⁰（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第 128 条第 1 項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り 1 株とします。

¹⁰ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限として当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って 90 日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月から 3 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹¹、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹²、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別

¹¹ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上であると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、一旦特定大量保有者に該当した場合、その後に株券等保有割合が 20%未満となった場合においても、原則としてなお特定大量保有者に該当するものとします。

¹² 「特定大量買付者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）に係る公開買付けを行う旨の公告を行った者で、当該公開買付けの後におけるその者の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となると見込まれると当社取締役会が認めた者をいいます。

紙 1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。)

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。他方、非適格者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大量取得行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあります。

なお、詳細については、別紙 1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(5) 本プランへの更更新手続

本プランへの更更新については、当社定款第 13 条に基づき、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することについて、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施、又は不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランへの更新が本定時株主総会で承認された場合、更新後の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い、当社社外取締役1名（本定時株主総会において選任される予定です。）、当社社外監査役2名及び社外の有識者1名から構成される予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙3「独立委員会の委員の氏名及び略歴」のとおりです。）。実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(7) 本プランの有効期間、廃止及び変更

上記(5)「本プランへの更新手続」記載の本定時株主総会の決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(5)「本プランへの更新手続」記載の本定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映す

るのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を当社取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施する決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることとなります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式 1 株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 2. (2)「本プランに係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを

中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の経済的損失を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるので、申込みの手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の権利行使期間内で、かつ、当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱの取組み）について

上記Ⅱに記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲの取組み）について

- (1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様には代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能としたりすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- (2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地

位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が 2008 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」を踏まえて設計されております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

上記Ⅲ2. (5)「本プランへの更新手続」に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されます。

また、上記Ⅲ2. (7)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引き続き独立委員会により行われることといたしました。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ2. (2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことがないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要に

については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ2. (2) (d)「独立委員会における判断」及びⅢ2. (3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

(f) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ2. (6)「独立委員会の設置」にて記載したとおり、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(g) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ2. (7)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ. に記載されるるところに基づくものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

- 1) 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1 株とする。
- 2) ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

- 3) 調整後対象株式数は、分割・併合の効力発生日以降、これを適用する。
- 4) 上記2)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数(ただし、当社の有する当社株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(下記2)に定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし、下記(7)2)の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは、(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け、若しくは、承継した者、

又は、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される）が 20%以上であると当社取締役会が認めた者をいう。ただし、一旦「特定大量保有者」に該当した場合、その後に株券等保有割合が 20%未満となった場合においても、本要項に別段の定めがない限り、特定大量保有者に該当するものとする。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本③において同じ。）に係る公開買付けを行う旨の公告を行った者で、当該公開買付けの後におけるその者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となると見込まれると当社取締役会が認めた者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、その者の配偶者若しくは 2 親等内の親族、その者が特別資本関係を有し、若しくはその者に対して特別資本関係を有する者、その者の役員若しくはその者を役員とする法人その他の団体、その者の役員若しくは従業員若しくは役員若しくは従業員であった者が役員の過半数を占める法人その他の団体、その者の役員の過半数が役員若しくは従業員若しくは役員若しくは従業員であった者である法人その他の団体、若しくはその者と金融商品取引法施行令第 14 条の 7 第 1 項各号に掲げる関係を有する者（保有株券等の数が株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 6 条に定める数以下である者を除く。）のほか、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者又はその者と協調して行動

する¹³者として当社取締役会が認めた者をいう。上記の内「役員」とは、取締役、執行役、監査役、会計参与、理事、監事、当該団体の業務執行権を単独又は共同で有する者その他当該団体において同等の支配力を有する者をいい、「特別資本関係」とは、金融商品取引法施行令第9条第1項に定義され、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

- 2) 上記 1)にかかわらず、下記①ないし③の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
 - ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
 - ② 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己又はその共同保有者の意思によることなく、上記 1) (i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ③ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 当社は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるところにより、買付等が撤回されたものとして取り扱うべき一定の条件を満たす場合には、当該非適格者は新株予約権を行使することができる旨を行使の条件の定めに付加するものとする。
- 4) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行、若しくは、(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」

¹³ その者と「協調して行動する者」の認定については、その者と他の者の間における親族関係、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブ、貸株及び信託等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成を基礎とし、その者及び当該他の者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等も踏まえて行う。

と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使
手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使
することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使
することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し
当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取
締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に
新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当
該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 5) 上記 4)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国 1933 年証
券法ルール 501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、
保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東
京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘
を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株
予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該
新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年
証券法レギュレーションD 及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足する
ものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)
及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができ
ないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使するこ
とができない。
- 6) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該
当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充
足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並
びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使するこ
とができるものとする。
- 7) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場
合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を
一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であつて、上記(4)4)又は5)の規定により新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。
 - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か
 - ② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④ 譲受人が非適格者のために譲り受けようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者の中に非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の

定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

- 3) 当社は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるところにより、非適格者が保有する本新株予約権について一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大量取得行為に対する対抗措置としての効果（買付等が撤回された場合の取扱いを含む。）を勘案した取得条項等を付すことがあり得る。

- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

- (9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

- (10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2026年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役若しくは社外監査役又は社外の有識者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準ずる者で適切な者とし、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任時に効力を有する対応策の有効期間満了の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、職務遂行に際し本プラン及び本規則に従うと共に、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の職務を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 株主に対する開示内容についての意見具申
 - ③ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ④ 本プラン及び本規則において独立委員会の職務と定められた事項
 - ⑤ 当社取締役会が別途独立委員会が行うと定めた事項
- ・ 独立委員会は、上記の職務遂行のため、以下の事項を行うことができる。

- ① 買付者等との交渉・協議
 - ② 当社取締役会に対する代替案の提出の要求
 - ③ 本プランにおいて独立委員会が行うことができる旨定められた事項
 - ④ 当社取締役会が独立委員会が行うことができると定めた事項
- ・ 独立委員会は、本プランの定めるところに従い、買付者等及び準買付者に対し、買付説明書の提出を求めるほか、適宜の方法により必要な情報収集を行うものとする。
 - ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付等の内容を改善させるために必要があると認める場合には、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
 - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 独立委員会委員は、必要に応じていつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、その他の独立委員会委員全員が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会の委員の氏名及び略歴

本プランへの更新後、当初の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

【氏名】濱田 清仁（はまだ きよひと）

【略歴】

1957年11月30日生
 1985年10月 監査法人サンワ事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
 1989年4月 公認会計士登録
 1998年2月 税理士登録
 1998年4月 よつば総合会計事務所パートナー（現任）
 2007年6月 株式会社キトー 社外監査役
 2014年3月 メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外監査役（現任）
 2016年9月 株式会社SOU（現 バリュエンスホールディングス株式会社）
 社外監査役
 2017年9月 株式会社コンヴァノ 社外取締役
 2019年6月 当社社外取締役（現任）
 2019年11月 株式会社SOU（現 バリュエンスホールディングス株式会社）
 社外取締役（監査等委員）

※濱田 清仁氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。当社は、同氏を社外取締役候補者とする取締役選任議案を本定時株主総会に上程する予定です。

【氏名】野間 幹晴（のま みきはる）

【略歴】

1974年11月6日生
 2002年4月 横浜市立大学商学部 専任講師
 2003年10月 同大学商学部 助教授
 2004年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 助教授
 2007年4月 同大学大学院国際企業戦略研究科 准教授
 2016年6月 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役
 2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科 准教授
 2019年4月 同大学大学院経営管理研究科 教授（現任）
 2019年6月 当社 社外監査役（現任）
 2021年6月 日本調剤株式会社 社外取締役（現任）
 2022年1月 株式会社グッドコムアセット 社外取締役（現任）
 2026年4月 ミライアル株式会社 社外取締役（現任）

※ 野間 幹晴氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【氏名】 柴山 珠樹 (しばやま たまき)

【略歴】

1959年11月28日生
1982年4月 日本商工会議所入職
1986年10月 大和証券株式会社入社
2002年4月 大和証券 SMBC 株式会社 (現 大和証券株式会社) 公開引受部部長
2007年4月 同社 大阪公開引受部部長
2009年4月 同社 引受審査部長
2010年10月 大和証券キャピタル・マーケット株式会社
(現 大和証券株式会社) 監査役室長
2011年4月 同社事業法人第七部担当部長
2015年4月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 常勤監査役
2015年4月 大和インベスター・リレーションズ株式会社 監査役
2015年4月 株式会社大和ファンド・コンサルティング 監査役
2020年6月 当社 社外監査役 (現任)
2020年9月 AIQ 株式会社 常勤監査役 (現任)

※柴山 珠樹氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【氏名】 須藤 修 (すどう おさむ)

【略歴】

1952年1月24日生
1980年4月 弁護士登録 東京八重洲法律事務所入所
1983年4月 東京八重洲法律事務所パートナー
1993年4月 東京八重洲法律事務所と梶田江尻法律事務所の合併によるあさひ法律事務所
(現 あさひ法律事務所・西村あさひ法律事務所) 創設・パートナー
1999年6月 須藤・高井法律事務所開設・パートナー
2005年9月 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外監査役
2011年6月 三井倉庫株式会社 (現 三井倉庫ホールディングス株式会社)
社外監査役
2016年5月 須藤綜合法律事務所開設・パートナー (現任)
2016年6月 株式会社プロネクサス 社外監査役 (現任)
2016年6月 京浜急行電鉄株式会社 社外監査役
2022年6月 株式会社バンダイナムココアミュージックメント 社外監査役
2025年2月 株式会社バンダイナムコエクスペリエンス 社外監査役 (現任)
2025年6月 日本空港ビルデング 社外取締役 (現任)
2025年6月 京浜急行電鉄株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

※須藤 修氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以上

当社の株主の状況（2026年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数： 29,069,600株
2. 発行済株式の総数： 12,247,639株（自己株式5,038株を除く。）
3. 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社ヤマダホールディングス	2,100,000	17.15
技研ホールディングス株式会社	2,040,300	16.67
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	629,800	5.14
株 式 会 社 横 浜 銀 行	464,707	3.80
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	463,903	3.79
ナ イ ス 従 業 員 持 株 会	342,349	2.80
株 式 会 社 り そ な 銀 行	333,904	2.73
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	321,520	2.63
吉 野 石 膏 株 式 会 社	266,121	2.17
パナソニックホールディングス株式会社	210,100	1.72

- (注) 1. 上記大株主からは、自己株式5,038株を除いております。
 2. 持株比率は、自己株式5,038株を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。